

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書（案）」の意見募集の提出

平成 25 年 8 月 23 日

組織名及び 代表者氏名	ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義  ソフトバンクテレコム株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義  ソフトバンク BB 株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義
住 所	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
連絡先	担当者氏名 : ██████████  電話 : ██████████  F A X :  e-mail : ██████████

頁	項目	該当部分	意見
16	第 2 章 電波利 用共益事務の在 り方  (1) 歳出規模 の在り方	歳入・歳出の規模は抑制的 とすべき、との意見があっ た。次期においては、これ までの地デジ対策の国庫債 務負担行為による歳出が引 き続きこれまでと同規模程 度見込まれ、また、平成 25 年度に新たに追加された使 途についても平成 26 年度 以降歳出増が見込まれる 中、次期の歳出規模につい ては、その他の共益事務も 含め、次期に実施する共益 事務の更なる効率化や必要 性の検証を徹底することを 前提として、その規模を検	(要旨) 電波利用料の用途は、これまでも十分な議論をも って電波法に限定列挙し定義等を決めてきた経緯 があるため、今後も解釈等による拡大はするべきで はない。 また、新たな用途(ラジオ放送の難聴解消のため の中継局整備)追加は拙速であり、その追加可 否について今後検討会で十分議論するべきであ る。  電波利用料の用途は、これまでも十分な議 論をもって電波法に限定列挙し定義等を決め てきた経緯があるため、今後も解釈等による 拡大はせず、これを尊重するべきであると考え ます。  電波利用料の見直しに関する検討会第 9 回

		<p>討することが必要である。</p>	<p>(平成 25 年 7 月 26 日)において、中波放送の難聴対策に係る FM 方式の中継局等の費用(150 億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が初めて示されました。座長から「インターネットラジオ等の代替手段があるため今後公に議論する」とされ、多数の構成員からも同趣旨の要望が出たように、次期電波利用料への使途追加は拙速であり、その追加の可否について電波利用料に関わる検討会で今後十分議論し、次々回以降の検討とすべきであると考えます。</p>
17	<p>第 2 章 電波利用 共益事務の在り方</p> <p>(2) 電波利用 共益事務の在り方</p>	<p>本年 7 月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。</p>	<p><b>(要旨)</b></p> <p>ラジオ放送の難聴対策は、多数の国で導入されているインターネットラジオで実現し、難聴対策に係る中継局等の費用(150 億円見込み)に電波利用料を充当するべきではない。</p> <p>電波利用料の見直しに関する検討会第 9 回(平成 25 年 7 月 26 日)において、中波放送の難聴対策に係る FM 方式の中継局等の費用(150 億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が示されましたが、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。</p> <p>ラジオの国内出荷台数は減少傾向にあり、放送ネットワークの強靱化に関する検討会資料によると平成 12 年度は約 2,200 万台でしたが、平成 23 年度は半数の約 1,200 万台となっており、減少の一途であると考えます。</p> <p>一方、パソコンやスマートフォンで同じコンテンツが視聴出来るインターネットラジオ(IP サイマル放送)のユーザーは 1,300 万人を超え普及しており、また、視聴可能なエリアも増加し、今後ますます市場が拡大することが考えられます。</p> <p>インターネットラジオは、ラジオで流れた楽曲を購入可能な機能等新たな広告ビジネスやインターネットを活用したサービスの充実が図られています。また、国際的にも欧米・アジア諸国等多数の国で既にインターネット</p>

			<p>ラジオが導入されています。</p> <p>従って、ラジオ放送は、受信機普及やユーザー利便、国際動向の観点からもインターネットラジオを難聴対策に活用し、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。</p> <p>この 150 億円を「ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策」に使用する余裕があるのであれば、移動体通信（携帯電話・BWA）のエリア整備に充当するべきであると考えます。特に災害時のエリア整備を考慮すると、災害対策用基地局の蓄電池等に用途を開くことも検討するべきであると考えます。</p>
19	<p>第 3 章 次期電波利用料の見直しの考え方</p> <p>1 経済的価値の適正な反映の在り方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p>	<p>料額算定の基本的な考え方について、放送局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切との意見があった。このような意見も踏まえて、a 群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当である。</p>	<p><b>(要旨)</b></p> <p>電波利用料の公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上用途を増やすべきではない。</p> <p>また、地上テレビジョン放送事業者は携帯電話事業者同様に周波数幅に応じた MHz 単位の電波利用料を支払うべきである。</p> <p>電波利用料は、用途の追加・歳出規模の拡大や特性係数の見直し等により免許人の負担が増加することがありますが、公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上用途を増やすべきではないと考えます。</p> <p>これまで携帯電話事業者は、経済的価値が反映された帯域の利用料を支払ってきており、放送帯域と比較すると不公平な負担に対応してきました。地上テレビジョン放送事業者のみの負担となる訳ではないため、周波数有効利用のためにも地上テレビジョン放送事業者は使用帯域幅に応じて負担するべきであると考えます。すなわち、地上テレビジョン放送事業者は空中線電力単位ではなく携帯電話事業者同様に周波数幅に応じた MHz 単位の電波利用料を支払うべきであると考えます。</p>
21	第 3 章 次期電	前回改定（平成 23 年度）	<b>(要旨)</b>

	<p>波利用料の見直しの考え方</p> <p>1 経済的価値の適正な反映の在り方</p> <p>(3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮</p>	<p>においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね 20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。</p>	<p><b>電波利用料制度は 3 年に 1 度見直すことが重要であり、前例（料額の概ね 20%増に抑える措置）を固定化するべきではない。</b></p> <p>今回特性係数は新たな適用が見込まれていますが、システムの役割等の状況に応じて電波利用料制度を 3 年に 1 度見直すことが重要であると考えます。</p> <p>料額の改定は前回検討会の場で決められたのではなく、事務局が決めた数値であり、明確に根拠が示されていないものです。今後の改定を考慮すると、この料額の改定は検討会の場で明確にした上で進めることが望ましいと考えます。</p> <p>特に、料額を概ね 20%増に抑える措置は、具体的な根拠が示されておらず、この前例を元に今回の改定でも 20%増以内に固定化し、既成事実化するべきではないと考えます。</p> <p>地上テレビジョン放送事業者の割当て周波数幅は大きいため、この料額の概ね 20%増に抑える措置を適用した場合、他の免許人の支払額に大きな影響を与えることが予想されます。放送事業者等特定の事業者のみ前例を元に優遇するべきではないと考えます。</p>
21	<p>第 3 章 次期電波利用料の見直しの考え方</p> <p>1 経済的価値の適正な反映の在り方</p> <p>(4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分</p> <p>I 3 GHz 以下の経済的価値の区分について</p>	<p>同じ 3 GHz 以下であっても、(ア) 周波数が高いほど無線通信の高速化・大容量化に伴い、UHF 帯の帯域の需要が高まっている、(イ) VHF 帯は周波数特性から端末のコンパクト化が困難である、(ウ) 都市ノイズに弱い、といった点において、VHF 帯の経済的価値は UHF 帯の帯域と比較して相対的に低下しているため、3 GHz 以下の区分を VHF 帯以下と UHF 帯に区分することが適当である。</p> <p>(中略)</p>	<p><b>(要旨)</b></p> <p><b>VHF 帯の経済的価値は、アンテナの仕様等を考慮すると 108MHz の上下で大きな差があるため、3GHz 以下は 108MHz で区分するべきであると考えます。</b></p> <p>V-High マルチメディア放送は既に携帯電話端末へアンテナを搭載済みであり、加入者数も 100 万人を超える等市場は拡大傾向にあります。</p> <p>VHF 帯の経済的価値が低下しているとは言えないため、今回の見直しで新たに 3GHz 帯以下を VHF 帯と UHF 帯に区分せず、VHF 帯の経済的価値はアンテナの仕様等を考慮すると 108MHz の上下で大きな差があるため、VHF 帯を同一扱いとするのではなく、108MHz で区分</p>

		<p>VHF 帯以下の経済的価値は UHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3 GHz 以下の区分を VHF 帯以下と UHF 帯に区分することについて今後検討すべきである。</p> <p>また、これに関連して、今後、UHF 帯の中でも例えば携帯電話用の周波数で通称「プラチナバンド」と呼ばれる 1 GHz 以下の周波数帯は経済的価値が高いと考えられることから、3 GHz 以下の区分の細分化を検討する場合には、1 GHz 以下と 1～3 GHz に分けることも考えられるとの意見もあった。</p>	<p>すべきであると考えます。</p> <p>従って、経済的価値を考慮するのであれば、108MHz 帯より低い周波数に限って電波利用料に差を設けることが適当と考えます。</p> <p>周波数の経済的価値が高い 755～765MHz で利用開始予定である ITS は、車載が原則であり、アンテナの特性等を考えると本来は利用の目処がたたない VHF-Low 帯での利用が望ましく、本格的な利用が始まる前にこの帯域へ移行すべきであると考えます。</p>
23	<p>第 3 章 次期電波利用料の見直しの考え方</p> <p>1 経済的価値の適正な反映の在り方</p> <p>(5) 周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方</p>	<p>デジタル化のインセンティブとなるような料額の設定については、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、その必要性について慎重に検討する必要がある。</p>	<p><b>(要旨)</b></p> <p>デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人との公平性担保のため、慎重に検討すべきである。国・地方公共団体に対して使用帯域幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながる。</p> <p>デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、同じ無線局でも、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人と未導入の免許人の間で、公平性が担保されないと考えられるため、慎重に検討すべきであると考えます。</p> <p>本来電波利用料を支払っていれば、負担額を少なくするインセンティブが働きますが、国・地方公共団体は減免されているためこのインセンティブが働かず、占有帯域幅が多いままとなっていると考えます。これを解消するためには、使用帯域幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながると考えます。</p>

27	<p>第3章 次期電波利用料の見直しの考え方</p> <p>2 電波利用料の軽減措置の在り方</p> <p>(1) 特性係数の在り方</p>	<p>「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。</p>	<p>(要旨)</p> <p>携帯電話は国民のライフラインとして公共性を有しているため、携帯電話事業者に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数(1/2)を適用するべきである。</p> <p>携帯電話事業者は、東日本大震災等を踏まえてハード(設備)以外にも災害対策を強化し、緊急速報メール(緊急地震速報、津波警報、災害・避難情報等)や防災アプリ、災害用伝言板等のサービスも充実させております。</p> <p>このように携帯電話は国民のライフラインとして公共性を有しているため、携帯電話事業者に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数(1/2)を適用するべきであると考えます。</p>
28	<p>第3章 次期電波利用料の見直しの考え方</p> <p>2 電波利用料の軽減措置の在り方</p> <p>(1) 特性係数の在り方</p>	<p>考え方(a)</p> <p>放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべき。(携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差がある(注:カバー率の値や算出方法の違い(携帯電話では人口カバー率を、放送では世帯カバー率を用いている))ことを考慮し、特性係数を適用す</p>	<p>(要旨)</p> <p>地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきである。また、ラジオ放送事業者に対して世帯カバー率を考慮し特性係数の見直しを検討するべきである。</p> <p>地上テレビジョン放送は、電波を直接受信する方法とケーブルテレビ等の有線を経由して受信する方法がありますが、全世帯約5,000万世帯のうち半数である約2,470万世帯がケーブルテレビの加入世帯(※1)であり、電波を直接受信しているのは約2,300万世帯(※2推計値)とされています。</p> <p>地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきであると考えます。</p>

		<p>ることは適当ではない。)</p>	<p>また、ラジオ放送は「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数 1/2 が現在適用されていますが、世帯カバー率は中波 (AM ラジオ) 放送が約 95%、超短波 (FM ラジオ) 放送が約 89% (※3) とされ 100%ではないことから、この特性係数を適用するべきではないと考えます。</p> <p>※ 1 総務省「ケーブルテレビの現状」(平成 25 年 6 月)</p> <p>※ 2 総務省「完全デジタル化最終行動計画(資料編)」(平成 23 年 1 月 24 日)</p> <p>※ 3 総務省「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会(第 7 回)」検討に当たっての参考資料(平成 20 年 2 月 4 日)</p>
31	<p>第 3 章 次期電波利用料の見直しの考え方</p> <p>2 電波利用料の軽減措置の在り方</p> <p>(1) 特性係数の在り方</p> <p>IV 特性係数の算定方法</p>	<p>考え方 (b)</p> <p>複数の勘案要素に該当する場合、例えば、<math>1/2 \times 1/2 = 1/4</math> ということに、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法を見直し、軽減係数に一定の上限を設けることにより公平性を確保すべき。</p> <p>(中略)</p> <p>特性係数の算定方法については、複数の勘案要素に該当する場合、例えば、<math>1/2 \times 1/2 = 1/4</math> ということに、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。</p> <p>ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技</p>	<p>(要旨)</p> <p>複数の勘案要素による特性係数は、電波の有効利用の公平性を確保するため、中長期的ではなく今回見直しを行うべきである。</p> <p>特性係数は複数の勘案要素がありますが、この係数の適用は 1/2 までとする等一定の上限を設けることにより電波の有効利用の公平性を確保し、中長期的ではなく今回見直しを行うべきであると考えます。</p>

		術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	
32	2 電波利用料の軽減措置の在り方  (2) 新規参入事業者への軽減の在り方	<p>現行の電波利用料制度では、広域専用電波を使用する新規参入事業者に対しての軽減措置は存在しないが、この点について、</p> <p>① 新規参入事業者に対し、電波利用料の軽減措置を導入すべき</p> <p>② 広域専用電波の電波利用料を月単位又は分割にて納付することも可能とするべき</p> <p>との意見があった。</p> <p>受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えられる。</p> <p>しかしながら、広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内の広域専用電波の課金等の在り方について検討すべきである。</p>	<p>(要旨)</p> <p>同じ周波数帯であれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ない。</p> <p>周波数は国民共有の財産であり、この周波数を使用する以上は経済的価値に見合った負担をする大原則を徹底する必要があると考えます。</p> <p>従って、同じ周波数帯を使用するのであれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ないと考えます。</p>
34	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方  2 電波利用料の	<p>現行の電波利用料制度では、防災行政無線は、防災用の他、地方行政一般に使用されるため、電波利用料額は2分の1としている。</p>	<p>(要旨)</p> <p>防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきである。</p>

<p>軽減措置の在り方</p> <p>(4) 防災行政無線の料額の在り方</p>	<p>防災行政無線のうち同報系については、デジタル化等に伴い双方向機能を有する子局を導入すると、子局の無線局についても電波利用料に負担が生じ、電波利用料の負担が大きく増加することが懸念されている。また、防災行政用無線の電波利用料は、全額免除すべきとの意見もあった。実際の運用において防災の用途のみに使用されている防災行政無線について、電波利用料の全額免除の対象とすることについては、防災のみの用途と防災及び地方行政両方の用途の区別の明確なルールが策定できるかどうかといった点等を踏まえると困難である。</p> <p>一方、防災行政無線のうち同報系については、双方向機能を有する子局を導入すると、現行の料額を適用すれば電波利用料の負担が大きく増加することとなるため、電波利用料の負担がこのような機能の導入を阻害することのないよう適切に措置することが必要であると考えられる。なお、現時点で総務省が保有する免許情報では、同報系の防災行政無線の親局と子局の区別はしていない。</p>	<p>防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきであると考えます。</p> <p>弊社はこの施策に関わる意見書においても提案しましたが、そもそもこの種の災害対策用の無線設備は地方公共団体単位ではなく、全国規模で行うことが効率的であり、事業主体も地方公共団体ではなく民間企業での実施を要望してきた経緯があります。民間であれば電波利用料を支払うことは当然であり、この種の事業も民間に委託し、地方公共団体へMVNOを行うことにより運営可能と考えます。従って、財政力のない地方公共団体に1/2の補助による設備投資を促しても、その後の運営費を賄うことは極めて困難であり、これを助けるために更に電波利用料を減額する等の処置はとるべきではないと考えます。</p>
<p>その他</p> <p>(留意事項や情報提供など)</p>		

以上